

## **第26回自治体に働く保育労働者の東京集会 を開催。 全体で200名近い参加！！**

産別の違いを超えた東京の自治体保育労働者でつくる「東京の自治体保育労働者運動実行委員会」が主催する「第26回自治体に働く保育労働者の東京集会」が、5月21日・板橋グリーンホールで開催され、16区2市、公務公共一般から200名近い仲間が参加しました。

### **全体会では、**

冒頭、実行委員長は「15年に戦争法が成立し、今また共謀罪が衆議院を通過し、戦争の足音が聞こえてきます。沖縄・辺野古を見ると憲法はどこにいつてしまったのか？保育労働者として断じて許さず、子ども達の未来を守っていきましょう。」と挨拶しました。

続いて、来賓の荻原東京自治労連委員長、佐々木福祉保育労東京地本書記長の挨拶を受けました。

基調報告では、事務局より「保育の問題だけでなく、平和、民主主義が脅かされている今、子ども達の未来を守るため産別を超えて交流し、オール東京の力を見せていきましょう。」と提起されました。

特別報告は、足立区職労より「足立区における“就学祝式及び入園式における国旗掲揚（依頼）”についての取り組み」と題して、2月24日に教育長から区立保育園、区立こども園長あてに、修学祝式、入園式に国旗を掲揚するよう依頼の文書が出されたこと。まだ施行されてもいない改訂「保育所保育指針」を先取りし、保護者や職員にも説明もないことから、国旗の掲揚依頼は取りやめることなどを文書にして要請した報告でした。参加者からは、「まだ、検討中の段階で国旗掲揚を求めるとは」との驚きの声が聞かれました。

### **記念講演は、**

小泉広子桜美林大学准教授から「乳幼児期の子ども達の権利からみた保育所保育指針・幼稚園教育要領改訂の問題」

初めに、歴史を振り返り、過去に、悲惨な戦争への道を突き進み、おびたしい人の命を犠牲にした大きな過ちを二度と繰り返すまいと、世界に誇れる日本国憲法を制定したこと。その憲法に基づき、憲法の精神を具体化した教育基本法(1947)の制定が行われました。この教育基本法で、戦前(戦中)の国家主義的教育目標を明示した教育勅語を廃止して、「個人の尊厳を重んじ真理と平和を希求する人間の育成」をめざすことを打ち出しました。また、「教育」(子ども達の教育に直接あたるものの責任において行われる、自由な教育)と「教育行政」を区別し、「教育行政」は「教育」に必要な教育条件の整備をする義務を負うが、「教育」に不当な支配を及ぼしてはならないことを明示しました。

しかし、2006年改悪された「教育基本法」には、愛国心など20にも及ぶ徳目を教育目標に挙げ、

国の定めたねらいに沿った人格形成がされることになりました。また、「幼児期の教育の振興」（11条）の創設があり、国の幼児教育への介入の手がかりとなり、教育に対する国家権限の拡大・強化につながりました。この改正は憲法改正と同じ位非常に重いものと言えます。そして、次々と法律が変えられ、作られ、教育や保育に政治的介入が可能になってきています。

今回の保育所保育指針・幼稚園教育要領の「改定」の特徴は、「①保育所を幼稚園と同じに見て、教育課程は国が決めていくことを明示した。②幼稚園・保育所に共通して「育みたい資質・能力」と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明らかにし、そこに到達させるために、評価制度による目標統制管理をすることが打ち出された。③保育士の専門性に基づく保育、一人ひとり目の前の子どもに合わせた保育から、国定教育を押し付ける内容となっている。④国歌・国旗の強制が懸念され、復古主義的内容と新自由主義的子ども観が感じられる。」ことにあります。

日本は、「子どもの権利条約」の批准国です。国連の子どもの権利委員会の考え方に照らし合わせると今回の保育所保育指針の改定は問題です。国連では、批准国で子どもの権利が如何に守られているか、守られていないかを、5年に1度レポートを求め、審査しています。今年は審査の年に当たります。政府のレポートとともにNGOからのレポートも提出が可能です。是非、現場から、現状と問題点をNGOに送ってほしい。そして、国連の場での議論に反映し、日本政府への勧告を出させていきたい。と、取り組む方向も示されました。

午後は、1) 公立保育園の民営化・こども園化に反対する運動 2) 待機児童解消と保育の質を守る運動 3) 労働条件と臨時・非常勤の組織化 4) 調理・用務業務の現状と運動の4分科会と若手保育士実践交流会、講座「情勢学習」に分かれて運動交流と学習を行いました。

## すすんでいますか 「保育所保育指針改定」の学習

3月31日10年ぶりに「改定」された「保育所保育指針」が告示されました。18年3月までの1年間が周知期間です。

今回の改定では、「幼児教育」の強調や「国旗・国歌」に親しむことが明記されました。このことで、「保育所保育指針」がどう変わり、どう使われようとしているかの学習を深めましょう。全ての保育者に知らせ学び合いましょう。

各地でこんな取り組みが...

- （単組では）大宮先生や垣内先生などを呼んだ学習会を開催しています。
- 東部地域では、江東、墨田、足立区の3区の合同学習会を開催にむけ、準備中。
- （地域では）保問協などと共同した学習会が開かれています。

自治労連のパンフ「これからの保育はどうか？ 保育所保育指針改定 その問題と私たちの課題」を活用しましょう。

